

定額減税と源泉徴収

令和5年12月22日閣議決定の令和6年度税制改正には、1人あたり4万円の定額減税が盛り込まれています。今後法案が成立すると、今年6月以降の給与から定額減税が実施されることとなります。

1. 定額減税の対象者

令和6年分の所得税に係る合計所得が1,805万円以下の納税者本人と、日本に住む扶養家族（同一生計配偶者及び扶養親族）が対象となります。

給与収入のみの場合、年収2,000万円以下（子供・特別障害者等を有する所得金額調整控除対象者は2,015万円以下）になります。

2. 定額減税額

対象者1人につき、所得税3万円 住民税1万円

※扶養家族が2人いる場合、(3万円+1万円)×3人=12万円控除

3. 実施時期

令和6年税制改正大綱で示されている実施時期は下記のとおりです。

所得の種類	実施時期
給与所得者	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与等（賞与を含む）から順次実施6月1日より後の入社、異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は年末調整で調整令和6年分の年末調整時に最終調整
公的年金受給者	<ul style="list-style-type: none">令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等から順次実施異動等により特別控除の額に変動が生じた場合は確定申告で調整
事業所得者等	<ul style="list-style-type: none">令和6年の第1期分予定納税額（7月）から実施（本人分のみ控除）控除しきれない分は第2期分で実施扶養家族分に係る特別控除の額は、予定納税の減額申請を行うことで実施可予定納税が無い場合は確定申告で控除

4. 給与計算への影響

6月以降の給与・賞与計算時から計算が必要となります。具体的には通常通り計算した源泉徴収税額から特別控除額を差し引きます。引ききれない場合には翌月に繰り越します。

給与ソフト等を使用している場合には更新が必要になりますので、忘れずに更新を行うようご注意ください。

歯科会計®

キャリアアップ助成金「正社員化コース」の拡充

診療所での利用が比較的多い助成金として「キャリアアップ助成金」があります。有期雇用労働者等を正社員化したり、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対する助成金となりますが、その内、「正社員化コース」が2023年11月29日に拡充されています。今回は拡充された内容についてご案内します。

1. 正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正社員転換した場合に支給されます。有期雇用労働者以外にも、正社員ではない無期雇用労働者を正社員に転換した場合、また、多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）に転換した場合も対象となります。

2. 拡充された内容（中小企業）

① 1人当たりの助成金額の見直し

現行	拡充
57万円	80万円

※現行は1期（6か月）で57万円、拡充後は2期（12か月）で80万円助成
※無期から正規の場合は上記の半額

② 有期雇用労働者の要件緩和

現行	拡充
6か月以上3年以内	6か月以上

※通算雇用期間5年超の場合、無期から正規と同額

③ 正社員転換制度の規定に関する加算措置

	新設
正社員転換制度を新たに規定し、その雇用区分に転換した場合	20万円加算 (1事業所当たり1回のみ)

④ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間社員）制度規程の加算措置

現行	拡充
9.5万円	40万円

3. キャリアアップ計画書

キャリアアップ助成金を利用する際は、事前にキャリアアップ計画書を管轄の労働局へ提出することが必要です。利用を検討される場合には、厚生労働省のウェブサイトにて詳細をご確認ください。

資産承継

戸籍謄本の広域交付制度

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付が令和6年3月1日から始まりました。これまで本籍地の自治体のみでしか、戸籍謄本等の取得の請求ができなかったものが、今後は本籍地以外の市区町村の窓口で請求が可能となりました。

<広域交付とは>

- 本籍地が遠方の方でも、住まいや職場等の最寄りの市区町村の窓口で請求が可能
- ほしい戸籍謄本等の本籍地が全国各地にあっても、1ヶ所の市区町村窓口でまとめて請求が可能

<広域交付の注意点>

- コンピュータ化されていない紙で管理している戸籍謄本等、一部請求できないものがある
- 「戸籍の記載事項証明書」「戸籍抄本」は請求できない
- 「戸籍の附票」「身分証明書」「独身証明書」等は広域交付の対象外（本籍地の市区町村で請求が必要）
- 委任状による代理請求、郵送請求、第三者請求及び職務上請求は広域交付の対象外
- 戸籍謄本を請求できる方が、市区町村の戸籍証明発行担当窓口へ直接出向いて請求する必要がある

<広域交付で請求できる方とは>

- 戸籍謄本等に記載されている本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）
→ 兄弟姉妹・叔父叔母・甥姪分は対象外

<本人確認>

- 本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等
→ 広域交付では、通常の戸籍謄本の請求よりも厳格な本人確認が定められているため、健康保険証・年金手帳等は複数提出しても認められない